

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
					
目次		担当課（室）			
【条 例】					
○ 岡山県職員給与条例等の一部を改正する 条例		人事課			
○ 岡山県教育委員会の職務権限に属する事 務の管理及び執行の特例に関する条例の一 部を改正する条例		スポーツ振興課			
○ 岡山県心身障害者扶養共済制度条例及び 岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ 業者登録条例の一部を改正する条例		障害福祉課 林政課			
○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に 関する条例の一部を改正する条例		耕地課			
○ 岡山県漁港管理条例の一部を改正する条 例		水産課			
○ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を 改正する条例		建築指導課			
○ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を 改正する条例		警察本部			
○ 公布した条例の解説		総務学事課			
【解 説】					
				目次	
				担当課（室）	

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第五十九号

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

(岡山県職員給与条例の一部改正)

第一条 岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「、若しくは失職し」を削る。

第十九条の二第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十九条の四第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

(岡山県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第二条 岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年岡山県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第三項中「第十六条第二号から第五号まで」を「第十六条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第五項中「外」を「ほか」に改め、同条第六項中「、第四項及び前項」を「及び前二項」に改め、「。以下本条において同じ」を削り、「第四条第三項」を「次条第三項」に改め、同条第七項中「者」を「者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」に、「知事の」を「知事が」に改める。

(岡山県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第三条 岡山県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年岡山県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

(岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第四条 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和二十九年岡山県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十二条中「、若しくは失職し」を削る。

第十三条第三項第一号中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

(岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第五条 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年岡山県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「、若しくは法第十六条第一号の規定に該当して法第二十八条第四項の規定によ

り失職し」を削る。

（岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第六条 岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例（令和元年岡山県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「、若しくは法第十六条第一号の規定に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第三項中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

（岡山県職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）第四十四条の規定による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第一条の規定による改正後の岡山県職員給与条例第十九条第一項及び第四項、第十九条の二第二号（同条例第十九条の四第五項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項及び第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

3 施行日前に失職した職員で第四条の規定による改正前の岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第十一条又は第十二条の規定により公営企業管理者が定めるものに係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第四条の規定による改正後の岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第十一条及び第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岡山県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第六十号

岡山県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例

岡山県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例（平成二十年岡山県条例第七号）の一部を次のように改正する。

本則中「同項第一号」を「同項第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県心身障害者扶養共済制度条例及び岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第六十一号

岡山県心身障害者扶養共済制度条例及び岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例の一部を改正する条例

（岡山県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第一条 岡山県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年岡山県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項各号を次のように改める。

一 精神の機能の障害により年金を適正に受領し管理するに当たつて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十一条第四項中「いたつた」を「至つた」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第五項第一号中「いたつた」を「至つた」に改め、同条第七項中「行なう」を「行う」に改める。

（岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例の一部改正）

第二条 岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和三十二年岡山県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第七条第一項第二号及び同条第二項第三号中「又は成年被後見人」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日前に、第二条の規定による改正前の岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例の規定により知事がした処分その他の行為については、なお従前の例による。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第六十二号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三十一の項の次に次の一項を加える。

三十一の二 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）に基づく事務	各市町村
---	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第六十三号

岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例

岡山県漁港管理条例（昭和四十年岡山県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。
第十一条第四項中「の占用」を「の規定による占用」に、「一月（工作物の設置を目的とする占用にあつては、三年）」を「十年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第六十四号

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県土木関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第百三号中「イ及び」を「以下この号及び」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されていない場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- （1）登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上

に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）又は知事が別に定める書類（ロ及び第百五号イにおいて「適合証等」という。）の提出がある場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (i) 一戸建ての住宅 四千八百円
- (ii) 非居住部分を有しない共同住宅等 別表第十七の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額
- (iii) 非住宅建築物 別表第十八の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

- (iv) 複合建築物 別表第十七の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第十八の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額

- (2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (i) 一戸建ての住宅 別表第十九の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額
- (ii) 非居住部分を有しない共同住宅等 別表第二十の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額
- (iii) 非住宅建築物 別表第二十一の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

- (iv) 複合建築物 別表第二十の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第二十一の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額

ロ 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

- (1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている建築物について、適合証等の提出がある場合 イ(1)に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額
- (2) その他の場合 イ(2)に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

第二条第一項第百五号中「イ及び」を「以下この号及び」に、「定める額」を「定める額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、次に定める額を合算した額）」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物以外の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項を当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額（二以上の建築物について記載する場合には、当該額を合算した額）

- (1) 当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物以外の建築物について、

適合証等の提出がある場合 第百三号イ(1)に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

(2) その他の場合 第百三号イ(2)に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

ロ その他の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額（二以上の建築物に係る事項を変更する場合には、当該額を合算した額）

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項第一号に掲げる基準に係る部分の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物について登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該変更の内容が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）若しくは知事が別に定める書類の提出がある場合又は同項第二号若しくは第三号に掲げる基準に係る部分の認定建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合 第百三号イ(1)に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) その他の場合 第百三号イ(2)に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）の施行の日から施行する。

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第六十五号

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県警察関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第三十五号の三中「の規定」を「（同法第百五条第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改める。

別表第二の一の項中	
千五百五十円	千九百円
を	

千七百円	千九百円（道路交通法施行令第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円）	千九百円（道路交通法施行令第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円）	千七百五十円 千九百円（道路交通法施行令第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため道路交通法第九十二条第一項の運転免許証（以下「免許証」という。）の更新（免許証の有効期間の更新をいう。以下同じ。）を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円）
------	--	--	---

に、

に、

に、

千七百円	千九百円	千九百円	千七百五十円 千九百円
------	------	------	----------------

を

を

を

千九百円（道路交通法施行令第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円）
--

に改め、同表の三の項中「運転免許証（以下「」及び「」と

いう。）」を削り、「（道路交通法」を「（道路交通法施行令第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、道路交通法第九十七條の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあつては、千七百円。以下この項において同じ。）」（同法」に改め、同表の四の項中「三千五百円」を「二千二百五十円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

◎ 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例について
地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 岡山県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 岡山県心身障害者扶養共済制度条例及び岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例の一部を改正する条例について
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に鑑み、年金管理者となることができない者の要件を改める等所要の改正を行ったものである。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について
農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に鑑み、同法に基づく知事に提出すべき書類の受理に関する事務を各市町村が処理することとしたものである。

◎ 岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例について
漁港の有効な活用を図るため、県漁港施設の占用の期間の上限を改める等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に鑑み、建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に関する事項が記載されている場合における当該計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
道路交通法施行令の一部改正により運転免許証の更新を受けることができなかったやむを得ない理由に公安委員会がやむを得ないと認める事情があったことが加えられたことに鑑み、当該事情があった者が運転免許を再取得する場合の運転免許試験の手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。